

合 意 書

と和歌山市は、和歌山市アダプション・プログラムに関する要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定により、次の事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

1 管理する場所

2 要綱第2条第2項に基づく里親の役割

- (1) 空き缶、吸い殻等散乱ゴミの回収
- (2) 除草
- (3) 情報提供（遊具の破損、植木又は立木の損傷等）
- (4) 美化推進についての地域社会へのPR・指導・教育的活動
- (5) その他美化等に必要な活動

3 市の役割

- (1) 要綱第5条第1号に基づく次の掲げる物品の支給又は貸与
 - ア ゴミ袋
 - イ 清掃に必要な物品
 - ウ その他活動に必要な物品
- (2) 要綱第5条第2号に基づくボランティア活動保険への加入費用の負担
- (3) 要綱第6条第1項に基づくアダプトサインの設置

4 合意の解消

- (1) 要綱第4条第1項に基づき里親は、養子離縁届出書を市長に提出すれば、養子縁組を解消することができる。
- (2) 要綱第4条第2項に基づき市長は、里親が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、合意を解消できるものとする。
 - ア 要綱第2条第2項各号に掲げる里親活動がいずれも実施されていないとき。
 - イ 要綱第7条の年間活動報告書の提出がないとき、又は当該年間活動報告書に虚偽の記載を行ったとき。
 - ウ 里親活動の区域とする公園等が休止又は廃止になったとき。
 - エ 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
 - オ その他長期にわたり里親活動を休止する等合意を存続させることが適当でないと市長が認めるとき。

5 その他の事項

要綱第7条の規定により里親は、毎年度終了後4月末までに年間活動報告書を市長に提出するものとする。

年 月 日

住所

団体等名称

代表者名

㊞

和歌山市七番丁23番地

和歌山市

和歌山市長

印